

議第121号

京都市身体障害者授産施設条例の一部を改正する条例の制定について

京都市身体障害者授産施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年11月25日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市身体障害者授産施設条例の一部を改正する条例

京都市身体障害者授産施設条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「京都市紫野障害者授産所」を「京都市西ノ京障害者授産所及び京都市みぶ障害者授産所」に改め、同項第1号中「附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第31条」を「第5条第1項」に、「身体障害者授産施設としての」を「障害福祉サービスのうち、別に定めるものを行う」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「京都市紫野障害者授産所」を「京都市西ノ京障害者授産所及び京都市みぶ障害者授産所」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設としての事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める社会福祉の増進に関する事業

第5条第1項各号列記以外の部分中「京都市紫野障害者授産所」を「京都市西ノ京障害者授産所及び京都市みぶ障害者授産所」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 利用しようとする当該事業に関して法第19条第1項に規定する支給決定を受けた法第4条第1項に規定する障害者

(2) 提供を必要とする当該事業に関して身体障害者福祉法第18条第1項に規定する措置を受けた者

第5条第2項各号列記以外の部分中「及び第2号」を削り、「京都市紫野障害者授産所」を「京都市西ノ京障害者授産所及び京都市みぶ障害者授産所」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 同号に規定する身体障害者授産施設としての事業に関して法第19条第1項に規定する支給決定を受けた身体障害者

(2) 提供を必要とする当該事業に関して身体障害者福祉法第18条第2項に規定する措置を受けた者

第7条第1号中「京都市紫野障害者授産所」を「京都市西ノ京障害者授産所及び京都市みぶ障害者授産所」に、「法附則第21条第2項」を「当該事業に関し法第29条第3項」に改め、同条第2号中「及び第2号」を削り、「京都市紫野障害者授産所」を「京都市西ノ京障害者授産所及び京都市みぶ障害者授産所」に、「法第29条第3項」を「当該事業に関し法附則第21条第2項」に改める。

附則第2項中「施設（京都市紫野障害者授産所を除く。）」を「京都市西ノ京障害者授産所及び京都市みぶ障害者授産所」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

#### 提案理由

京都市山科障害者授産所、京都市洛南障害者授産所及び京都市伏見障害者授産所について、身体障害者授産施設としての事業を廃止するとともに、新たに行う障害福祉サービスに係る事業に関し必要な事項を定める必要があるため提案する。